

**諮詢第186号の答申
海面漁業生産統計調査の変更について（案）**

本委員会は、諮詢第186号による海面漁業生産統計調査の変更（令和6年調査^(注1)以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

（注1）令和6年を対象に実施する調査

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

令和6年6月13日付け6統計第312号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「海面漁業生産統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」で指摘した事項については、計画の修正等が必要である。

（2）理由等

ア 行政記録情報等の活用に伴う計画の変更

（ア）報告を求める事項（調査事項）の削除

a 本申請では、行政記録情報等を活用することにより、図表1のとおり、海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）（以下「漁業調査票」という。）において設けている「操業水域」^(注2)を削除する。しかし、操業水域別の集計については、行政記録情報等の活用などにより、従前どおり継続する計画である。

（注2）「操業水域」とは、国際連合食糧農業機関（FAO）が定める世界の水域区分。日本周辺の海域は「太平洋北西部」に区分され、ほかに、インド洋（東部・西部）や大西洋（北東部・北西部・中東部・中西部・南東部・南西部）などの区分が設けられている（別紙1を参照）。

図表1 漁業調査票の変更

現 行		変更案	
漁業種類	コード		
操業水域	コード	削除	
魚種別			
漁獲量			

b 漁業調査票においては、従前から、海産物が世界のどの海域で獲れたものであるのかを把握するため、「操業水域」を調査事項として設け、報告者である水揚機関及び漁業経営体に対して、操業水域別に、漁業種類（漁業の方法）別・魚種別の漁獲量の報告を求めている。

しかし、様々な船舶による漁獲情報を操業水域ごとに整理して報告することが、報告者である水揚機関や漁業経営体はもとより、調査票の内容確認又は聞き取りを行う統計調査員においても、大きな負担になっているほか、農林水産省においても、調査票の審査や補完に相当の事務負担が生じていた。

c 一方、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づき、漁業経営体に対しては、水産資源の確保等の観点から、様々な業務報告が求められており、大臣許可漁業^(注3)に係る漁獲成績報告書（以下「漁績報告書」という。）については、電子化の進展により、これまでより簡便にデータを用いることが可能な状況となっている。

そして、日本近海（別紙1の「太平洋北西部」）以外の海域で行われる漁業については、全て大臣許可漁業^(注4)であることから、漁績報告書により船舶ごとの操業水域の情報が得られる一方、大臣許可漁業以外の漁業の操業水域については、漁業調査票で回答を求めるまでもなく、太平洋北西部に限定される。このため、漁業調査票において、「操業水域」を存続させる理由も乏しくなってきた。

（注3）「大臣許可漁業」とは、漁業法第36条第1項に基づいて、農林水産大臣の許可を得て行う漁業をいう。許可は船舶ごとになされる。

（注4）太平洋北西部で行われる大臣許可漁業もある。

d 今回予定されている変更は、このような状況を踏まえ、行政記録情報等の活用を前提として、漁業調査票の「操業水域」を削除しようとするものであり、

- ① 報告者及び統計調査員を含む調査実施者双方の負担軽減を図り、調査の効率化に資すること
- ② 操業水域別の集計は、従前どおり継続されることから、適当である。

（イ）漁業経営体の一部についての報告の免除

a 大臣許可漁業に係る漁績報告書においては、前記（ア）に記載した「操業水域」だけでなく、漁業種類及び魚種別漁獲量についても報告が求められているが、これらの情報についても、電子化の進展により、データ活用が容易になっている。

そこで、本申請では、行政記録情報等を活用する一環として、漁業調査票の報告者である漁業経営体のうち、大臣許可漁業のみを行っている漁業経営体については、漁績報告書の内容で本調査の報告内容が代替できることから、原則として、本調査の報告を求めるないことを計画している。

b これについては、行政記録情報等の活用により、報告者負担の解消を可能な範囲で図ろうとするものであることから、おおむね適当である。

c ただし、漁業経営体の操業内容は状況により変化するものであり、大臣許可漁業のみを行っていた漁業経営体がそれ以外の漁業を行う場合や、その逆などもあり得る。そのため、把握漏れ等を生じないようにするためにには、本調査の報告を求める漁業経営体の範囲について、調査実施の都度、確認が必要であるが、申請された調査計画の記載では、その対応が明確に示されていない。したがって、図表2のとおり、調査計画の記載を修正する必要があることを指摘する。

図表2 調査計画の修正案

統計委員会修正意見	申請案
<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (2) 報告者の選定方法 ア 海面漁業漁獲統計調査 前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体名簿を用いて、水揚機関等への情報収集により更新を行い、母集団情報とする。 <u>ただし、経営体調査の対象となる経営体のうち、大臣許可漁業^(注5)のみを行っていることが確認できた場合には、報告を求めない。</u> (注5) 大臣許可漁業とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項に基づいて、農林水産大臣の許可を得て行う漁業をいう。</p>	<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (2) 報告者の選定方法 ア 海面漁業漁獲統計調査 前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体名簿を用いて、水揚機関等への情報収集により更新を行い、母集団情報とする。 <u>ただし、経営体調査の対象となる経営体のうち、大臣許可漁業^(注5)のみを行う経営体には原則報告を求めない。</u> (注5) 大臣許可漁業とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項に基づいて、農林水産大臣の許可を得て行う漁業をいう。</p>

d なお、本調査における行政記録情報等の活用については、大臣許可漁業の漁績報告書の更なる活用を含め、引き続き検討の余地があることから、後記3の「今後の課題」に掲げることとした。

(ウ) 本調査の実施の際に活用する行政記録情報等の追記

- a 本調査については、従前から、審査・集計等において活用可能な行政記録情報等を調査計画に明記しているところであるが、本申請では、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「内水面漁業法」という。）第29条第1項に基づく農林水産大臣に対する報告についても、活用できる情報の一つとして、調査計画に追記する計画である。
- b 近年、海に面しない内陸において、海面と同様の生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚等を養殖するなど、新たな手法を取り入れた養殖業（以下「海水陸上養殖業」という。）が営まれ始めている。

このような状況を踏まえ、農林水産省は、海水陸上養殖業を、内水面漁業法に基づき、

農林水産大臣に届出を要する業態と定めるとともに、その実績報告（以下「法定報告」という。）についても義務づけ、令和5年度分以降、順次、農林水産大臣に報告される予定である。

そこで、農林水産省において、法定報告についても、本調査の審査・集計において活用するため、調査計画に明記したいとしているものであり、新しく活用可能となった行政記録情報等を、調査計画上、明確にすることから、適当である。

- c ただし、この変更を審議する過程で、統計整備の観点から、以下のようない指摘がなされた。

本調査は、海産物の漁獲・収穫の状況を把握する調査であることから、従前から、地域的範囲を、基本的に「海面に沿う市区町村」（以下「沿海市町村」という。）としてきた。そのため、沿海市町村の域内であれば、海水陸上養殖業の状況についても把握されている。しかし、海に接しない市区町村（以下「内陸市町村」）については、調査対象地域に含まれないことから、内陸市町村で行われる海水陸上養殖業については把握されていない。

一方、別途行われている「内水面漁業生産統計調査」（一般統計調査）においては、養殖業について、専ら「ます類」「あゆ」「こい」「うなぎ」の養殖（淡水での養殖）を把握対象にしており、海水陸上養殖業は調査対象に含まれていない。

以上から、現状では、海水陸上養殖業の国内全体の総量について、統計調査としては、十分把握できていないと考えられる。

については、新たな産業形態である海水陸上養殖業の実態把握については、後記3の「今後の課題」に掲げることとしたい。

イ 調査実施期間の変更

- a 現行の本調査では、調査実施期間について、調査対象年の翌年1月～3月としている（後記ウに記載したかき類・のり類の養殖業を除く。）。これは、調査対象となる1年間（暦年）の終了後に、調査票の作成・提出を求めることが合理的と考えられるためである。

しかし、同じ県でも、魚種によって漁期が異なるほか、同じ魚種であっても、地域により漁期が異なる場合があることから、これまで、地域の実情に応じて、円滑な調査の実施の観点から、調査実施期間の開始前から（調査対象年の途中から）報告者に接触する場合などがあった。

このような実態を踏まえ、本申請では、調査実施時期を1か月拡大し、調査対象年の12月～翌年3月にする計画である。

- b これについては、円滑な調査の実施を今後も維持する観点から、調査の実態に沿って調査計画を修正しようとするものであることから、適当である。

ウ かき類・のり類の養殖業に係る調査周期等の変更

(ア) 調査周期及び調査実施期間の変更

a 本調査は、前記イに記載したとおり、基本的に、暦年に係る実績について、1年に1度まとめて報告を求める形で行われているが、海面養殖業に係る調査のうち、かき類・のり類の調査に限っては、半期ごとに回答を求める調査として行われており、前期分（1月～6月分）については7月～9月に、後期分（7月～12月分）については翌年1月～3月を調査実施期間としている。

このように半期ごとの報告を求めるのは、農林水産省内において、かき類・のり類の調査結果について、「養殖年」（7月から翌年6月を1年とする。）としての利活用があるためである。

b しかし、農林水産省は、本申請において、半期ごとに報告を求める方法を改め、半期ごとの情報について、暦年の終了後に、まとめて報告を求めるすることにする（調査の周期を半年から1年に変更する）とともに、前記イの変更に合わせて、調査実施時期を、調査対象年12月～翌年3月に変更する計画である。

c これについては、調査の事務負担の軽減を図るとともに、報告者においても対応回数の減少による負担軽減効果が見込まれること、また、農林水産省内の利活用部局との間において、半期ごとの情報把握の継続を前提として調整がなされていることから、適当である。

(イ) 集計事項の変更

a かき類・のり類の公表については、これまで半期ごとに報告を求めていたことを踏まえ、図表3の「現行」のように行われていた。

図表3 かき類・のり類の養殖に係る集計事項の変更

公表の区分	現 行	変更案
概要 (N+1年の5月 に公表) 《100トン単位》	◆年計 (前年(N年)の1～12月)	◆年計 (前年(N年)の1～12月) ◆半期別集計 (N年の前期・後期) ◆養殖年計 (N-1年の後期、N年の前期の計)
詳細 (N+2年の2月 に公表) 《1トン単位》	◆年計 (前年(N年)の1～12月) ◆半期別集計 (N年の前期・後期、N+1年の前期) ◆養殖年計 (N年の後期、N+1年の前期の計)	◆年計 (前年(N年)の1～12月) ◆半期別集計 (N年の前期・後期) ◆養殖年計 (N-1年の後期、N年の前期の計)

b しかし、前記(ア)に記載したとおり、調査周期の変更に伴い、調査実施時期が変更されることで、これまで詳細の段階で活用できていた「N+1年の前期」のデータが活用できなくなり（提出期限が3月であることから、2月の公表に活用できない。）、「養殖年計」（N年の後期とN+1年の前期の計）の公表が1年遅れになるなど、一部の集計について、同等の集計の継続が困難となる。

そこで、農林水産省は、図表3の「変更案」のとおり、詳細のみで公表していた「半期別集計」と「養殖年計」について、概要でも公表することを計画している（調査の実施から公表に至る全体のスケジュールの新旧比較については、別紙2参照）。

c これについては、概要の公表内容を充実しようとするものであり、これにより、調査周期の年次化に伴って生じる養殖年計の公表の遅れを、1年から3か月に短縮する効果もあることから、適当である。

2 過去の答申（平成30年7月20日付け統計委第6号）における「今後の課題」への対応状況

本委員会は、平成30年に諮問された際の本調査の変更（以下「平成30年変更」という。）に対する答申（諮問第115号の答申）において、以下の指摘を行った。

① 定期的な調査計画の見直し

本調査を取り巻く環境や利活用ニーズの変化の把握に努め、定期的かつ適切に調査計画の見直しを行う必要がある。

② 都道府県等が把握している漁獲量等データの公表等の検討

都道府県や市町村が保有する漁獲量等データの所在案内等、広く統計利用者の利便性に配慮した更なる取組について検討・実施する必要がある。

（1）定期的な調査計画の見直し

この課題は、従前から、本調査について、諮問をする変更が行われることが少なく、平成30年の諮問についても、統計法の全面施行（平成21年）以降、初めての諮問であったことを踏まえ、適時適切な計画の見直しに係る注意喚起として付した課題である。

農林水産省は、その後、電子メールを用いたオンライン回答の追加など、随時変更を行った上で、本申請を行っており、今後も、省内の利活用部局との協議などを定期的に行いつつ、適時調査計画の見直しを行っていくことから、課題への対応は、適当である。

（2）都道府県等が把握している漁獲量等データの公表等の検討

この課題は、平成30年変更において市町村別調査が廃止された際、地方公共団体においても独自に漁獲量に係るデータを保有している事例が確認されたことを受け、当該データの利活用促進という観点から付した課題である。

農林水産省は、令和6年6月に、都道府県等において、本調査とは別に公表されている漁獲量や水揚げ量等のデータの所在URLを、本調査に係る農林水産省のホームページに掲載し、本調査の利用者が、容易に地方公共団体のデータにもアクセスできるよう対応するとともに、都道府県等に対し、独自に保有する漁獲量（又は水揚量）等のデータの整備や公表について、引き続き協力依頼を行うこととしていることから、課題への対応は適当である。

3 今後の課題

（1）行政記録情報等の更なる活用

本調査においては、従前から、漁業法等に基づく行政記録情報等を審査・集計などの際に活用してきたところであるが、本申請では、一部について、行政記録情報等の代替的活用による

調査事項の削除や報告者における報告の免除が予定されている。

行政記録情報等の活用については、今後、水揚機関調査等における大臣許可漁業に係るデータの代替的活用など、更なる活用の余地もあると考えられるが、その前提として、報告者である水揚機関や漁業経営体における漁獲量の把握に係る情報の電子化の状況にも留意する必要がある。

については、農林水産省及び報告者双方における漁獲量の把握に係る情報の電子化の状況等も踏まえつつ、報告者負担及び事務負担の軽減並びに調査の効率化等の観点から、行政記録情報等の活用について、引き続き検討することが必要である。

(2) 海水陸上養殖業に係る実態把握の検討

前記1 (2) ア (ウ) に記載したとおり、海水陸上養殖業について、現状では、国内全体の総量について、統計調査としては十分把握できているとはいえない状況にある。

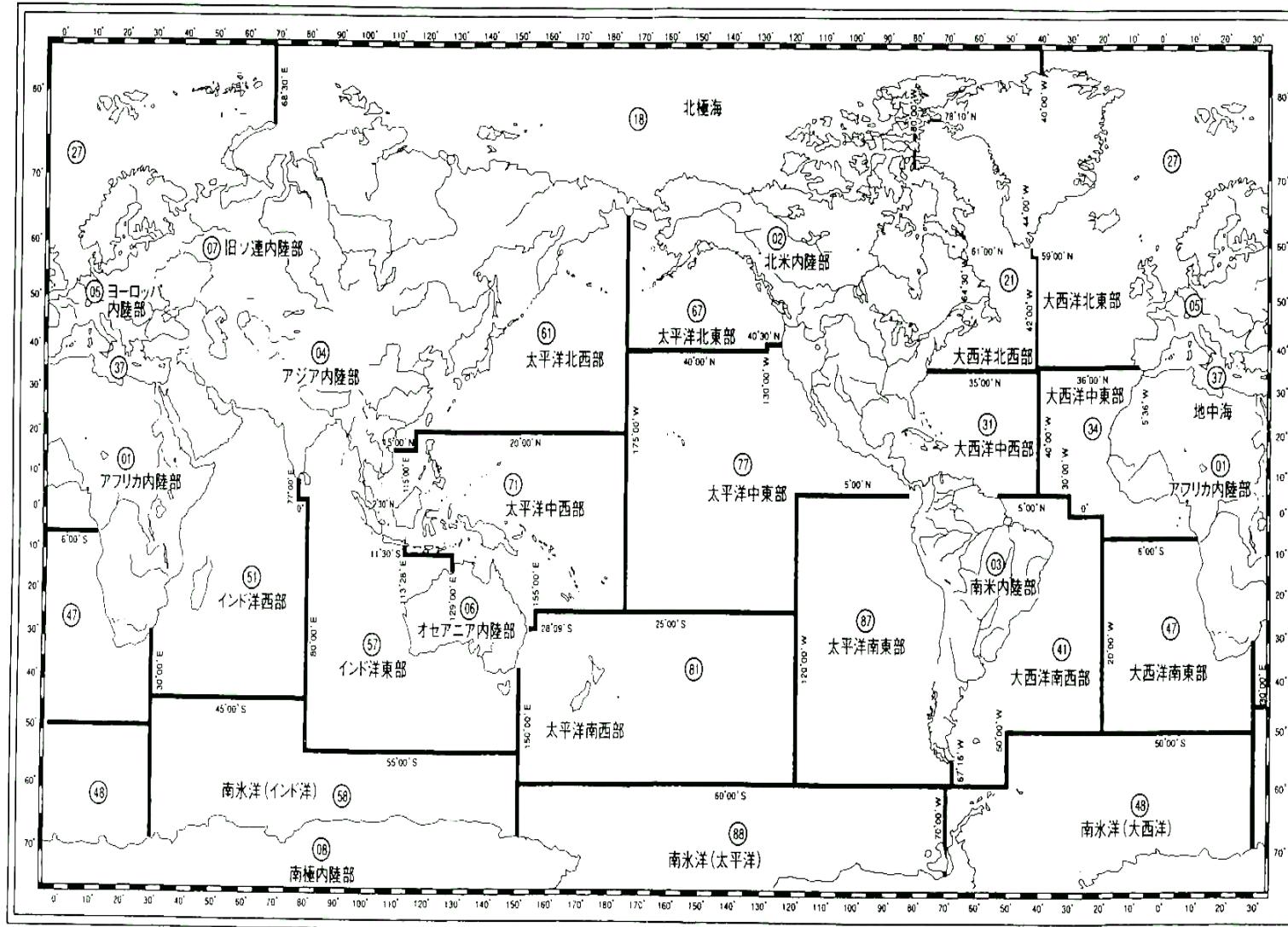
しかし、内水面漁業法に基づく届出や法定報告の提出も始まったばかりの段階であり、実態の統計化を直ちに行なうことは困難と考える。一方で、今後における事業の普及・拡大を前提にすると、海産物の養殖業に係る実態と本調査から得られるデータとの間における乖離が拡大していくことも想定される。

そのため、法定報告の提出状況や事業者との関係構築の状況等も踏まえつつ、法定報告をはじめとする行政記録情報等を用いた新たな統計の作成も含め、海水陸上養殖業の実態に係る統計の作成について、検討することが必要である。

漁業・養殖業水域別生産統計の世界水域区分図

(別紙 1)

図中の○付数字は、国際連合食糧農業機関（F A O）の水域区分番号である。



【かき類・のり類の養殖に係る調査スケジュール】

